

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しについての提言（素案）

【概要版】

平成29年2月 多摩市使用料等審議会

1 現行の基本方針について

平成17年3月の策定当時、使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在し、また、様々な種類の減免規定が混在していたことなどから、使用料のしくみがわかりにくく、施設間の格差と不均衡があったために、**統一的な基準（指標）をつくる**ことが第一の目的で策定されたものである。

この基本方針は、利用者と市民が負担を分かち合いながら、施設を長く守っていくという観点に立ち、「**受益者負担の原則**」「**共通的な使用料算定ルールの確立**」「**無料・減免規定の見直し**」が3本の柱となっている。

使用料の算定にあたり、利用者が直接利用する部分（面積）にかかる経費については、施設の性質別の負担率に応じて、施設の利用者に負担してもらおうという構造になっている。

2 これまでの経過・現状、成果、課題について

(1) これまでの経過・現状

- 基本方針に基づき、これまで4回の使用料改定を実施した。

第1回改定	平成18年7月	無料・減免規定のみ見直し
第2回改定	平成21年4月	使用料が上がるものは据え置き、下がるもののみ改定
第3回改定	平成25年1月・4月	基本ルールで改定
第4回改定	平成28年4月	基本ルールで改定

- 市が策定している「公共施設の見直し方針と行動プログラム」の中では、コミセンは、地域のコミュニティ活動の拠点として、地域課題への取り組みの場として一層の活用を図るものとされている。

(2) 成果

- 少人数での非効率な利用、直前のキャンセルが減少し、団体間での利用機会の公平性が図られた。
- 使用料改定により、使用料収入も一定程度増加した。（平成25年改定時は7千万円程度の増収）
- 平成28年7月の市民アンケート結果では、利用の対価として利用者が一定の負担をすること、減額や免除する場合には、誰から見ても必要と考える範囲に限定することについては、一定の理解が得られている。

(3) 課題

- 地域にある公共施設をもっと利活用してもらうには、より柔軟に利用できるような必要がある。
- 「健幸まちづくり」を推進するためには、施設でどのようなソフト事業が実施されるかが重要となる。
- 「使用料収入」の額は、「算定によって得られる利用者の負担額」を大きく下回っていることから、使用料収入を上げるには、稼働率を上げるか、使用料の額自体を上げていかなければならない。
- コミセンの稼働率は低い水準にあり、長期的にみても施設の稼働率が下がってきている館が多いことから、何らかの利用促進策が必要となっている。

3 見直しの方向性

- 基本方針の3本の柱である、「受益者負担の原則」「共通的な算定ルールの確立」「無料・減免規定の見直し」は、市民にも一定の理解を得られていることから、大きく変更する必要性は高くない
- 市が保有する資産である公共施設をもっと市民に有効に利活用してもらうためにも、使用料の額が障壁となることがないように配慮していく
- これまでの経過や現状を勘案しながら、より現実的に即した内容に基本方針を見直していく

4 具体的な見直し内容

(1) 受益者負担の原則について

- ① 「受益者負担」という言い方を「利用者負担」に変更する

考え方については変更しないが、直接利用にかかる部分の額を利用者の皆さんに負担してもらおうというニュアンスをより高めるためにも、「利用者負担の原則」などの言い回しに変更する。

(2) 共通的な算定ルールの確立について

- ② 算定ルールや使用料の現状をわかりやすく公表するしくみをつくる

施設を維持するために、利用者による負担と税による負担がどのようになっているのか、広く公表するしくみをつくることで、利用者へ使用料を負担してもらっていることへの理解を得ていく必要がある。

- ③ 原価計算から、減価償却費などの資本に関する経費を除くことについて **（裏面参照）**

- ④ コミセン対策として、使用料算定の特例措置を創設することについて **（裏面参照）**

- ⑤ 性質別分類、性質別負担率を再整理する **（裏面参照）**

- ⑥ 基本方針によらない算定を認める場合の要件を決める **（裏面参照）**

- ⑦ 施設管理者が、一定の範囲の中で、柔軟に使用料設定できるようにする **（裏面参照）**

- ⑧ 施設管理者が、施設運営に支障のない範囲内で、柔軟な利用承認ができるようにする

直前になっても利用の予約が入っていない場合などは、他の利用者へ支障がない範囲内で、施設の有効活用が図れるよう、目的外での利用など、ある程度柔軟な利用を認めることができるようにする。

(3) 無料・減免規定の見直しについて

- ⑨ 公益的な目的での利用についての優遇措置の導入について **（裏面参照）**

(4) その他

- ⑩ 使用料の単位は10円単位を基本とする

現行の基本方針では、使用料の単位は100円単位を基本としているが、消費税率の改定を使用料の金額に正確に反映できないことから、平成28年4月改定から10円単位としたことに基づき、これに合わせる。

- ⑪ 使用料改定を4年ごと、基本方針見直しを8年ごとに改める

使用料は3年ごと、基本方針は6年ごとの見直しでは、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、条例改正、利用者への周知期間など、スケジュール的にかなりタイトになっていることから、使用料は4年ごとの見直しに改め、併せて、基本方針の見直しも6年ごとから8年ごとに改める。

5 使用料に関する事項以外の事項

(1) 施設をもっと利用しやすくなる工夫をすべき

市内にどのような施設がある、利用できる対象、登録などの利用にあたっての必要事項などの周知がもっと必要である。利用者懇談会やアンケートなどを通して、利用の妨げになっている事項があれば取り除きながら、今回提案する、柔軟な使用料設定や利用承認などを活用し、施設の利用促進を図っていただきたい。

(2) コミセン運営をサポートする体制づくり

コミセンを通じて、地域で活動する組織と組織の間が繋がることができたり、地域に必要なソフト事業は何かを見出し、地域のニーズと行政や活動する組織とを繋ぐことができる拠点になり、また、そのような機能がもてるよう、各運営協議会をサポートする体制づくりを検討していかなければならない。

(3) 「公共施設の見直し方針と行動プログラム」を推進

持続可能な市政運営のために、平成25年11月に「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、「安全に使い続ける」「施設全体のダイエット」「時代のニーズに合わせた施設への機能転換」を目的とし、取組みを進めている。本審議会としても、市民、利用者のニーズなどに合わせて必要な機能転換、サービスの提供を図ることで、市民に有効活用してもらい、利用の最大化を図っていくべきであると考えます。

4 具体的な見直し内容のうち、審議会で議論したもの

③ 原価計算から、減価償却費などの資本に関する経費を除くことについて

●現行の使用料算定では、減価償却費などの資本に関する経費を原価に含めている。また、稼働率は考慮していないので、100%として算定していることになる。

●現行の算定ルールで試算

○コミセン 資本に関する経費が減少するが、「使用料の目安」に達していない ⇒ 値上げ

○公民館 「使用料の目安」に達しており、資本に関する経費が減少する ⇒ 値下げ

●資本に関する経費を除き、稼働率を考慮した場合の使用料への影響

○原価の中の資本に関する経費の割合 高い(低い)ほど、値下げ幅が大きく(小さく)なる

○稼働率 高い(低い)ほど、値上げ幅は小さく(大きく)なる

●資本に関する経費を除き、稼働率を考慮しての使用料の試算結果

コミセン	原価に占める、資本に関する経費の占める割合が低く、稼働率が低い	⇒	値上げ
公民館	原価に占める、資本に関する経費の占める割合が高く、稼働率が高い	⇒	値下げ

●資本に関する経費を除き、稼働率を考慮しての使用料の試算結果

○地区市民ホール ⇒ 値上げ ○総合福祉センター・消費生活センター・女性センター ⇒ 値下げ

提言素案 ◎試算結果から、施設の状態によって、「使用料の額」が上がる施設、下がる施設が生じることになり、使用料改定による施設全体に与える影響が大きい。また、公会計制度の導入の流れ、下水道事業に公営企業法を適用していく予定であることなどからは、減価償却費などの資本にかかる経費を含めて施設の維持管理経費をとらえていく視点がさらに必要となる。

以上をふまえ、原価から、減価償却費などの資本に関する経費を除くことは望ましくはない。

④ コミセン対策として、使用料算定の特例措置を創設することについて

●コミセンは、従前の使用料と「使用料の目安」に大きな乖離があったことから、使用料の額を3段階で「使用料の目安」の水準まで引き上げるとしたため、次回の改定時に使用料の額が上がることになる。

●コミセンなど、いわゆる「地域施設」は、地域を活性化させていくためにも、利用の促進を図るために、現在の水準以上に使用料の額が上がらないような配慮が必要である。

●これを実現するために、現行の基本ルールで算定した場合の額と、光熱水費を最低限まかなう額を比較し、低い方を「使用料の目安」として採用するなどの特例措置の創設を検討した。

●現状では、コミセンの年間の光熱水費は31,867千円であり、使用料収入12,726千円の2.5倍あるため、光熱水費をまかなうためには使用料を2.5倍に値上げしなければならない。

⇒使用料を上げなければならない特例措置を創設しても活用できない。

●算定ルールは、統一的なものにすべきであり、特例や例外などはできる限りつくりたくないほうがよい。

提言素案 ◎算定ルールに特例措置を設けるのではなく、性質別負担率の見直しなどで対応する。

⑤ 性質別分類、性質別負担率を再整理する

⑥ 基本方針によらない算定を認める場合の要件を決める

⑦ 施設管理者が、一定の範囲の中で、柔軟に使用料設定できるようにする

⑤ 性質別分類の再整理

●性質別分類表を、基礎的か基礎以上かによる基準(必需性)、民間による類似施設の提供の有無による基準(市場性、収益可能性)によって、A～Eに分類する。

●地域活動の活性化につながる施設、地域に密着した施設など、地域住民に利活用されること自体が目的となっている施設は、使用料収入を上げることよりも、より利用してもらう(稼働率を上げる)ことを重要視し、利用者負担の割合が1段階低くなる分類とする。

⑥ 基本方針によらない算定を認める場合の要件整理

●基本方針によらない算定で使用料を算定する施設が存在するため、これを行うことができる場合の要件を整理し、基本方針の中で位置づける。

⑦ 柔軟な使用料(利用料金)設定の範囲を明確化

●使用料設定に柔軟性を持たせ、より多くの市民に施設を利用してもらうために、施設の状態に応じて設定できる特例を設ける。

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし(非市場的)	ア	C 【利用者負担】50% 【税(市民)による負担】50%	B 【利用者負担】25% 【税(市民)による負担】75%	A 【利用者負担】0% 【税(市民)による負担】100%
	民間による提供あり(市場的)	イ	D 【利用者負担】75% 【税(市民)による負担】25%	C 【利用者負担】50% 【税(市民)による負担】50%	B 【利用者負担】25% 【税(市民)による負担】75%
		ウ	E 【利用者負担】100% 【税(市民)による負担】0%	D 【利用者負担】75% 【税(市民)による負担】25%	C 【利用者負担】50% 【税(市民)による負担】50%
			I 基礎以上(選択的)	II	III 基礎的(必需的)
			基礎的か、基礎以上か		

提言素案 ◎性質別分類表を、必需性、市場性・収益可能性の視点から、マトリックス的に再整理する。
◎地域施設(コミュニティセンター、地区市民ホール)の性質別負担率を分類C(利用者負担50%から分類B(利用者負担25%)にする。
◎近隣自治体等の同種施設や民間施設との料金設定との均衡により金額設定をする必要がある場合には、基本方針による算定以外の方法によって使用料(利用料金)を決定することができるようにする。
◎曜日・時間別割増・割引、早期割引、直前割引、市外割増の4つの特例区分をつくり、各区分に示す範囲内で、施設管理者が特例的な設定区分を創設できるようにする。

各施設の改定使用料の見込み

次回改定時の使用料の見込み	施設
現行の使用料の半分程度の額になる施設	コミュニティセンター、地区市民ホール
現行の使用料と比較すると額が下がる施設	消費生活センター、TAMA女性センター、総合福祉センター、公民館
現行の使用料と大きく変更がない または 現行の使用料と比較すると額が上がる施設	温水プール、公園内有料施設、古民家 など
基本方針による算定以外の方法によって使用料を算定する施設	パルテノン多摩、総合体育館、学校開放施設 など

⑨ 公益的な目的での利用についての優遇措置の導入について

●地域への貢献が認められる事業(公益的な事業)を実施する場合には、使用料を減免するなど、優遇措置を講じることができるようにする。

●導入にあたっては、優遇措置を講ずべき事業(公益的な事業)の範囲、登録や認定の具体的な方法、減免する割合などを規定する「認定基準」などを策定する。

●地域活動や市民活動は、団体の性格、活動内容などから、「公共的」「公益的」「共益的」「互助的」な活動としての側面をもっており、個々の活動がどれに分類されるかについては、整理したうえで行う必要がある。

●市民が自主的に行っている活動について、優遇措置の対象となる活動であるか否かを、行政(施設管理者)が判断するという事は、市民協働、自治の進め方に深く関わる問題であり、「自治基本条例」との関連からも、広く市民参画を得ながら議論しなければならないものとする。

提言素案 ◎どのような形で実現できるかの検討を市に要望する。